

西部クリーンセンター 維持管理に関する計画
(高効率ごみ発電施設)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条の五 第一項	当該施設の維持管理に関する計画
一 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	ごみ投入は適正に自動制御され、処理能力以上の投入は行いません。
二 焼却施設（次号に掲げるものを除く。）にあつては、次のとおりとする。 イ ピット・クレーン方式によつて燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	ごみピットは、受入・積み替え・投入の為の十分な容積を有しており、ごみクレーンにより、ごみを均一に混合します。
ロ 燃焼室へのごみの投入は、法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設である焼却施設にあつては外気と遮断した状態で行い、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。	ごみ供給口はごみ投入ホッパ・シュート内のごみ自体により外気と遮断され、給じん装置により定量ずつ連続的にごみを焼却炉に投入することが出来ます。
ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。	自動燃焼制御装置により、摂氏八百度以上に保つよう常時自動監視制御します。
ニ 焼却灰の熱しやく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあつては、この限りでない。	自動燃焼制御装置により、熱しやく減量が10%以下になるように焼却します。
ホ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	助燃装置（助燃バーナ、再燃バーナ）を作動させることで、炉温を速やかに上昇させます。
ヘ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	ごみの供給を停止した後も、助燃装置（助燃バーナ、再燃バーナ）の作動により高温を維持したままごみの燃焼を完了し、その後徐々に停止します。
ト 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	燃焼室中の燃焼ガスの温度を温度計にて連続的に測定し、かつ、中央制御室の監視制御システムにて記録します。
チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。	燃焼ガス冷却設備（廃熱ボイラ）および減温塔により、集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却します。減温塔の噴霧水量は減温塔出口排ガス温度により自動制御します。

<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条の五 第一項</p>	<p>当該施設の維持管理に関する計画</p>
<p>リ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>集じん器に流入する燃焼ガスの温度を温度計にて連続的に測定し、かつ、中央制御室の監視制御システムにて記録します。</p>
<p>ヌ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。</p>	<p>冷却設備（廃熱ボイラ）のたい積ばいじんはストブロワにより除去し、排ガス処理設備（ろ過式集じん器）の捕集ばいじんは逆洗により払い落とし、ろ過式集じん器底部の排出装置により、たい積したばいじんを除去します。</p>
<p>ル 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であつて、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。</p>	<p>自動燃焼制御装置により、一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却します。</p>
<p>ヲ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、中央制御室の監視制御システムにて記録します。</p>
<p>ワ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第三の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。</p>	<p>ダイオキシン類の濃度が、0.1ng-TEQ/Nm³以下となるように完全燃焼し、さらに活性炭吹込みによりダイオキシン類を吸着除去します。</p>
<p>カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>ダイオキシン類の濃度を年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録します。</p>
<p>ヨ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p>	<p>集じん器（ばいじんを除去する高度の機能を有するもの）、乾式有害ガス除去設備（消石灰及び活性炭吹込み）、窒素酸化物除去設備（無触媒脱硝）を設け、煙突から排出される排ガスの性状を公害防止基準値以下とします。</p>
<p>レ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあつては、この限りでない。</p>	<p>ばいじんを焼却灰と分離して排出できる灰出設備を設けます。 ばいじんは飛灰貯留槽及び飛灰固化物ピットに貯留します。 焼却灰は灰ピットに貯留します。</p>

<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条の五 第一項</p>	<p>当該施設の維持管理に関する計画</p>
<p>ネ ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。</p>	<p>混練装置により、ばいじんと薬剤及び水を均一に混合します。</p>
<p>フ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p>	<p>消防の規定に従い火災の発生を防止する為に必要な措置を講ずるとともに、消火器や消火栓等の消火設備を備えます。</p>
<p>十 ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>ごみピット及びプラットホームを建屋で囲い、プラットホームの出入口には搬入扉及びエアカーテンを設置します。 また、ごみ投入扉、薬剤噴霧装置、脱臭装置を設置します。</p>
<p>十一 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。</p>	<p>プラットホーム及びごみピットに防虫剤を噴霧して蚊、はえ等の発生防止に努めるとともに、プラットホームの清掃を励行するなど、構内の清潔を保持します。</p>
<p>十二 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>低騒音・低振動の機器を採用し、騒音、振動を発生する機器は原則として屋内設置とし、必要に応じて防音・防振対策を行います。</p>
<p>十三 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。</p>	<p>生活排水は合併浄化槽で処理した後に放流します。 設備から発生する汚水は本施設の排水処理設備にて生物処理、凝集沈殿、砂ろ過処理を行った後、施設内で全量再利用するため放流は行いません。</p>
<p>十四 前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。</p>	<p>施設の各設備は、項目や頻度を明記した点検・検査計画書を作成し、それに基づいて定期点検、法定点検、機能検査を行います。ばい煙については前述の頻度に従い、検査を行います。なお、プラント排水は処理後に全量再利用するため放流は行いません。</p>
<p>十五 市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。</p>	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第二十一条に規定される廃棄物処理施設の技術管理者を置き、本施設の維持管理に従事します。</p>
<p>十六 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、三年間保存すること。</p>	<p>施設の維持管理に関する点検・検査計画書に基づき、定期点検、法定点検、機能検査、ばい煙測定の結果を記録し、三年間保存します。</p>

西部クリーンセンター 維持管理に関する計画
(マテリアルリサイクル推進施設)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条の五 第一項	当該施設の維持管理に関する計画
一 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	ごみ投入量をプラットホーム及び中央操作室で監視し、処理能力を超えないように運転を行います。
六 破砕施設にあつては、次のとおりとする。 イ 投入する廃棄物に破砕に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。	プラットホームにて投入されるごみを目視検査するとともに、またカメラによる監視システムを設けます。
ロ 破砕によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	粉じんを吸引除去する集じん設備を設けます。また、粉じん飛散防止のための散水装置を設けます。
八 選別施設にあつては、選別によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	施設を建屋で囲うとともに選別施設の要所から吸じんを行います。吸じんした粉じんはサイクロン及びバグフィルタにより捕集し処理し飛散を防止します。
十 ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	ごみの積み下ろしはプラットホーム内（建屋内）で行うものとし、また、必要に応じて消臭剤の噴霧を行い、ごみの飛散、悪臭の発散を防止します。
十一 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	各所に清掃用の散水栓を設け、構内の清潔を保持します。
十二 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	低騒音・低振動の機器を採用し、騒音、振動を発生する機器は原則として屋内設置とし、必要に応じて防音・防振対策を行います。
十三 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。	設備から発生する汚水は、別途届出する焼却施設の排水処理設備で処理し全量再利用するため、放流は行いません。
十四 前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。	施設の各設備は、項目や頻度を明記した点検・検査計画書を作成し、それに基づいて定期点検、法定点検、機能検査を行います。なお、施設からのばい煙及び放流水の発生はありません。
十五 市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第二十一条に規定される廃棄物処理施設の技術管理者を置き、本施設の維持管理に従事します。
十六 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、三年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検・検査計画書に基づき、定期点検、法定点検、機能検査、ばい煙測定の結果を記録し、三年間保存します。